

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十六号

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十九年広島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則</p>	<p>公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則</p>
<p>(趣旨) 第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、広島県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(内部組織) 第二十二条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、副理事長、理事、監事、広島県公立大学法人本部組織、県立広島大学及び叡啓大学（次項において「現内部組織」という。）とする。</p>	<p>(内部組織) 第二十二条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行の日以降のものに限る。）として次に掲げるものであって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 理事二 監事三 県立広島大学
<p>2 直近七年間に存し、又は存していた内部組織であつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織が行っている場合は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。</p>	

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。